



なら空知の一面に鉱業学校をつくる、いわゆる高等学校レベルの鉱業学校をつくらせて、そこで技能養成をして、北海道全体の炭鉱労働者の技能養成学校というものを確保していくことがいいことではないか、そういうことを申し上げて、労働力確保につなげていく、同時にこの技術の養成確保にしていって、こういうことを考えているわけでありすが、これらのケースを踏まえながら、労働省としてどういふこれからの対応をしていくのか、これをひとつ第二点目に大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(初村滝一郎君) 炭鉱に対する高等学校をつくつたらどうかということでございますけれども、何といたしても公共職業訓練を実施するには長期的に相当数の入校生が確保されなければならぬ、これが必要ではなからうかと思つて、したがって、現状では多くの入校生を望むということとはきわめて困難であるようでありました。また、訓練として坑内における実習を伴わなければ的確な技能の付与は困難であるという立場に立つて、公共職業訓練にはなじみにくい、むしろ企業内の養成訓練等が実質的には必要ではなからうか、かように考えます。

そこで、私も労働省としては、五十七年度から生涯職業訓練奨励給付金制度という新しい制度をつくりまして、それで会社の内外で教育訓練を実施させ、あるいは受講させる場合に運営費さらには派遣援助費及び賃金について補助を行うこととしておりますので、この活用を願えるものと、かように考えております。

○対馬孝且君 いま、生涯職業訓練奨励給付金制度、これを設ける。これも新しい発想だと思つて、これはいまままでにない労働省の発想が出たと思つて、確かに一つの技能訓練養成、労働力確保に私もつながっていくと思つて、具体的にどの程度の、一人当たりあるいは事業単位でどの程度の給付金が出るのか、その点若干事務レベルでひとつお伺いしたいと思つて存じます。

それからもう一つ、大臣、これはもちろん先ほ

ども申しました産炭地特定振興財源にもかかわることですが、やっぱり北海道全体として空知の一面に技能鉱業学校をつくるべきだという運動が実は立ち上がつております。これはもちろん産炭地振興協議会ということもありまして、各産炭地の市長さんがよりより実はいま話し合いを続けられております。場所がどこかは別にしまして、やっぱりここあたり、いま労働大臣がお答え願つたことと、あわせてひとつそういう方向に要請あるいは道議会の要請行動も私は近々あると思つて、この場合むしろこれは労働省でございませぬけれども、通産省として、そういう場合の受け皿といつても、この姿勢についてあわせてひとつお伺いしておきたい、この二点でございませぬ。

○政府委員(加藤孝君) いま大臣から申し上げました生涯職業訓練奨励給付金の内容でございませぬが、事業内で集合訓練を実施いたしました場合の運営費につきましては、大企業で四分の一、それから下請など中小企業でやります場合はその運営費の三分の一を補助する、こういうものでございませぬ。また、訓練受講中の賃金につきまして、やはり大企業につきまして四分の一の補助、それからまた中小企業につきましては三分の一の補助をする、こういうような内容のものでございませぬ。

○政府委員(福川伸次君) お尋ねの産炭地域の特別調整額の配分に絡みまして、そういった鉱業高等学校、その他技術者、技能者養成のあり方についての具体的な方策を考えているか、こういうこととございませぬが、私もこの産炭地域の広域的な発展計画というのを指しておるわけでございます、それぞれその地域によりまして、いろいろな趣旨で、そしていま公共事業に關しましては補助金がかかる部分について交付されておりますが、それさらにまた産炭地におきましては特定の公共事業に關しましてかさ上げ措置が講ぜられておりますけれども、むしろそのかさ上げになつていない業種でそういった地域の広域発展計画に役立つようなものを、これを取り上げてい

う、こういうことと考えておるわけでございます。もちろんその中には、教育、文化、福祉の向上に資する事業で、いわゆるいままでの国庫補助かさ上げの対象になつていないものを考えてまいらなうございませぬので、そのようなものはもちろん私どもとして検討の対象になり得ると思つて、いま、御承知のように、夕張工業高校というのがございまして、あそこにつきましては学生あるいは卒業生の動向等々を見て、あそこを果たしてそういう高校をつくる必要があるのかどうかという点につきましてはいろいろ地元で検討が進められておるやに聞いております。私どもも鉱山保安センターあるいは保安技術講習所といったようなものを使いながらこの技術職員の養成に努力をしまつてまいりまして、そういう基礎が整つてまいりまして、そしてさらにそういった地元の意向もかたまつてまいりまして、学校としてやつていけるというコンセンサスができてまいりました。これは、私どもとしても文部省、労働省、その他関係方面と十分御相談をまいりたいと思つて、かように考えております。

○対馬孝且君 いま加藤夫対部長から、大企業四分の一、中小企業三分の一というふうなありまし

た。賃金補助もあるということですから、これがスタートです。年次的にひとつずつ率をアップしていくように特に要請しておきたいと思つて、いまままでにない制度を労働省が提示をしたということ、これは私も高く評価したいと思つて、しかし、将来の率の引き上げに、大臣、一層の努力をしてもらいたい、これをひとつ申し上げておきます。

○対馬孝且君 現在はいま夫対部長が言つたように、援護協会あるいは職安で追跡調査をやつておりますが、ことしは特にそうなんでありませぬが、昨年からことしにかけて北海道の季節労働者といふのは二十九万七千人、ちょうど一昨年の五十五年の実態でありませぬが、それがことしは三十万を超えました。これはお聞きになつておると思つて、これはこの間北海道教育大学の三好教授という方が、追跡調査をやつていただきまして、季節労働者の実態調査を、アンケートをとりましてやりました。意外に炭鉱労働者が季節労働者の対象になつておることを、私聞きまして非常に意外性を感じておるわけですが、それは私は無理がないと思つて、黒い手帳が実はもう切れちゃつて、もちろん再就職して

味で、私が言つた技能労働といふのは、もちろん夕張のあることは百も承知、しかしあれでは魅力がないということにやっぱり問題があるものであつて、そういう観点でいま立ち上がつておるわけですから、まああなたもそういう状況が出てきたら、十分ひとつ検討対処したいということですから、近く、いずれそういう声が出たら市長会の議題になつておる前に、これを受けてぜひ検討してもらいたい、前向きに検討してもらいたい、よろしゅうございませぬ。

それでは次の問題で、北海道に――九州はもちろんです、これは炭鉱離職者が中心的に潜在をしておりますけれども、特に私は、北海道の炭鉱離職者の就職状況をどういふふうな把握をされているか、また、その後の離職者の実態の流れが労働省としてどういふ方向になつておるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤孝君) 北海道におきます炭鉱離職者につきましては、安定所それから援護協会、こういったところを中心として再就職のあつせんに努めておるところでございませぬが、全国的な就職率の状況から見まして日雇的な就業という形での再就職が、一般の再就職者に比べて多い、こういうような問題がございませぬ。

したところはほとんど中小企業、零細企業ですから、どうとつぶれていっている。二回、三回、多い人で五回の、このアンケートによると五回転職をしている、こういうアンケートが出ています、相当年齢的にも大体五十歳から五十三という高年齢に達してきている、こういう流れがあるわけですから、労働大臣ともこの前、お会いしていますけれども、例の積算給付金制度、これは明年をもって一応期限切れと、こういうことになるわけでありまして、この季節労働者の三十一万の中にかんがりの炭鉱離職者が潜在的に流れていっている。そういう意味では、積算給付金制度、が、五十八年度以降はないわけですが、やっぱり何らかの、私は現行の積算給付金を最低五年間延長してもらいたい。これは私の、というよりも季節労働者の願いであります。

加えて、もしそれがどうしても困難であるとするならば、それにかわる何らかの制度というものをぜひ労働大臣として、北海道の三十一万という、まさに全体労働者構成の三分の一を占めているわけですから、その意味ではひとつぜひそういう対策に踏み切ってもらいたい、この考え方を労働大臣にお伺いしたい、こう思います。

○国務大臣(初村滝一郎君) いま北海道に特別な積算寒冷地の冬期雇用促進給付金制度というものがあつたわけですが、この制度が大體五十八年三月まで延長されてそれを適用しておるわけですね。

そこで、北海道における冬期の季節労働者の現状から見て、五十八年度以降についても何らの対策も必要でないとは私は認識しておらない。だからして何とかしなければいけないということで、将来のことについては地元関係者の意見も聞きながら対策を検討してまいります。こういう考え方でございます。

○対馬孝且君 何らかの対策は必要とする、こういう認識を労働大臣は持っておられますので、ひとつ何らかの積算給付金制度にかわる、これは石田博英労働大臣時代に、私は予算委員会でご

を發議いたしました。石田博英労働大臣の時代に職業安定局長でございました、いまの細野次官と私の間で一応制度をつくられた問題でありまして、やっぱり三十一万人の非常に不安定な労働者の、本来ならばこれは通年雇用です、大臣、通年雇用なんです。もう十年以上です、この建設業等に働き出して、通年雇用なんだけれども、なかなか実態はできない。このことを踏まえて何らかのやっぱり制度というものを必ずとっていただく、こういう方針でよろしゅうございませうか、確認しておきます。これをもう一度お伺いします。

○国務大臣(初村滝一郎君) すつと前からこの制度をつくって、話を聞けば石田労働大臣時代からやっておる。しかも三十一万という、終身雇用のような形にあるけれども、ぜひ何らかの必要があるということもございませうから、さつきも答弁したとおりに、地元の道ともよく話し合ひをしてぜひ期待に沿うように善処したいと思ひます。

○対馬孝且君 まあ労働大臣から明快な答えを願ひましたので、ひとつその方針でこれから年度に向けて、地元の実態を踏まえながら、また意見を聞いていただいて、結論を出してもらいたいというのを特に要望しておきます。

次に、緊就、開就の今後の基本的運営方針についてお伺いしたいと思います。

もちろんこれは衆議院段階でも議論しておりますから、あえてくどくど申し上げません。炭鉱離職者の緊急就労対策は昭和三十四年以降炭鉱離職者、臨時労働者の対策として、特に主として九州の関係でございませうけれども、緊就、開就ということが制度的に今日まで行われております。したがって、もちろんこれは既定方針どおり今後とも緊就、開就は継続してもらわなければならない、この方針を今後とも堅持をされると思ひますが、これを踏まえて労働大臣の考え方を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(初村滝一郎君) いまお話がありましたこの緊就事業あるいは開就事業はそれぞれ昭和三十四年以降ないし昭和四十四年以降にや

おるわけでありまして、これは石炭関連失業者に臨時的に就労の機会を与えるとともに、産炭地域の再開発に寄与することを目的として実施しておるわけでございますが、今後の事業運営にはどういう考え方を持っておるかというお尋ねでございますが、産炭地域復興審議会の答申において引き続きその合理的運営を図ることというふうにされておるわけなんです。そこで、また産炭地域復興基本計画にもいま申し上げたような趣旨が明確に位置づけられておるところであるので、産炭地域における雇用、失業の状況に配慮しながらその計画的、合理的実施に努めてまいりたい、かように考えます。

○対馬孝且君 ひとつこれは御案内の、言うまでもない大臣御承知だと思ひますが、あのエネルギー革命と称されたあらしの吹きすさぶ中で、むしろ犠牲になったと言つても過言でないわけでありまして、こういう方々でございませうから、やっぱり雇用の安定ということを基本に、今後引き続きこの安定対策に努めてもらいたいというのを強く申し上げておきます。

次に、北炭の旧労務債の関係についてひとつ確認をしておきたいと思ひますが、退職手当、賃金、ボーナス、私なりにつかんでおりますが、この機会に明確に労働省としてどういふふうにお考えになつておるかというのをまずお尋ね申し上げますが、第一点は、退職手当の未払い額が實際幾らになつておるか。私が聞いておるのは五十二億と聞いておりますが、これを明確にしてください。

それから賃金、ボーナス、これはいわゆる労使間の協定があるわけですね。表に出ていないものと出ていふものがあるんです。私が前回社会労働委員会でごつと聞いたときは八十九億七千万円程度でありますが、どうもこれは九十億ではなくて百十億だといふ説も出ておりますので、この点基準局長、労働省が正確に今日いまの段階で実際にどう

なつておるか、この実態をひとつ確認したいと思ひます。

○政府委員(石井甲二君) 北炭四社の退職金等の未払い状況について労働省が把握しておる状態を申し上げたいと思ひます。

昭和五十七年一月一日現在でございますが、北炭四社の合計でまず申し上げますと、退職金が九十七億六千八百五十万円、定着奨励金が七億五千八百八十万円、社内預金が二億二千五百一十一万円、合計いたしました百七億五千二百四十二万円ということになっております。その中で北炭夕張につきましては申し上げますと、退職金が五十二億八千六百五十五万円、定着奨励金が三億七千八百五十八万円、合計五十六億六千五百三十三万円、以上のように把握をいたしております。

○対馬孝且君 わかりました。

そこで、この未払い問題について労働省も今日まで鋭意努力をされてきたわけでありまして、もちろん今日は会社更生法の段階ですけれども、これ簡単に、後で大臣に要請しますが、ごらあたりこゝろから労働省として更生計画の段階に入る場合にやっぱりさらさらと労務債の最優先義務として、労働省としての行政的な立場でどう対応されるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(石井甲二君) 先生御指摘の労務債につきましても、これは賃金あるいは退職金という問題でございませうので、労働基準法上におきましても御案内のように最も基本的な債務でございませう。そこで労働省といたしましては、これまで現地の北海道の労働基準局また岩見沢労働基準監督署におきまして支払い計画書の提出履行を求めてきたわけでございますが、不幸にして大災害が起きたという一つの経過もございまして、なかなか現実これが履行できないという状況でございませう。そこで労働省といたしましては、これまでに保全管理人に対しましてこの弁済につきま

して要請をいたしましたと同時に、札幌の地方

裁判所に対しまして、会社更生手続開始申し立ての通知に基づきまして未払い退職金等の優先弁済について特段の配慮を要するという意見書を提出いたしております。今後ともこの更生決定が行われた段階におきまして、その優先弁済を含めましてさらに管財人に対して要請をいたしてまいりたいということでございます。

○対馬孝且君 いまの石井労働基準局長が言われたことが一番大事でありまして、これはもう毎回申し上げることでございますけれども、まだ退職者が札幌あるいは北海道に潜在しているのですが、いずれにしても退職金がまだ三分の程度未払いになっている。率直に申し上げて、住宅は建てたけれどもそのローンを返せない、こういう切実な訴えの手紙が相当数は私のところにも二、三十通来ています。何とかこれだけは、これはいずれの場合であってもいまま言われたとおり優先弁済ということで特段の更生計画の中に配慮され、またこれは必ず支払われるということを労働省として積極的にこれからも行政的な立場でひとつ指導してもらいたい、このことを強く申し上げておきます。よろしくうございませう。

○国務大臣(初村滝一郎君) いまお話がありましたような退職金等の未払いについては、これはせつかく会社更生法が適用されて管財人が決まりますと、労働省といたしましてこの管財人に対して退職金等の支払いの確保について強く要請をしております。

○対馬孝且君 いま大臣のお答えがございましたので、ひとつぜひその方向で進めてもらいたいというのを申し上げておきます。

それでは最後に労働省に、北炭夕張の遺族の再就職対策の問題であります。幸い二十八日遺体が九十三名全員救出を見ることができました。政府の努力も多としますが、この段階でやっぱり遺族の再就職対策ということが非常に重大な課題になってまいります。いままでも炭鉱の災害の都度、もちろん企業が本人の意思を聞きながら未亡人の対策あるいは子供の再就職ということとはとられて

きましたけれども、しかし特にこの九十三名という大惨事に伴う遺族対策というのは、私は現在の会社更生法という段階ではそう簡単にまいらないと思っております。そういう意味ではやっぱり国のペーアスで、労働省の行政指導で再就職に万遺憾のないようにひとつ最善の対策を講じてもらいたい、このことをお伺いいたします。

○国務大臣(初村滝一郎君) 遺族の方々の就職あつせんについては、遺族会あるいは会社及び組合ともよく連絡をとりながら十分な対策を講じておるわけでございますが、具体的にはどういふことかと申しますと、やはりきめ細かな職業の相談をやる、それから職業紹介の実施をやる。そして再就職等のための技能習得希望者に対する職業訓練、さらには職場適応訓練の実施をやる必要がある。そして各種援護措置の実施等により再就職のあつせんに努めてまいりたい、こう思いますけれども、ただ再就職のあつせんをする期間を、何とかその時期を遺族の方から一週だけ待たせてくれ、こういうふうに言われておりますから、それが明けますと積極的に労働省としても取り組んでいきたい、かように考えております。

○対馬孝且君 一応個別の事情というものはそれぞれありますから、いま大臣言われるとおりもちろんそうだと思いますが、往々にしていつも甲辞を讀むときは会社もそれぞれ関係官庁も、二度とこういうことを繰り返さない、遺族に対する対策は万全を期しますと甲辞の中では読むんですが、長い時間を過ぎてしまつたらなかなかそうはいってない。これが過去の再就職の実態でございますから、いずれにしてもそういうきめ細かいひとつ本人の意思を踏まえながら対処してもらいたいと強く申し上げておきます。

それでは通産大臣に三、四問ちよつと御質問いたしたいと思います。いまもございましたが、二十八日に昨年の十月十六日以来重大災害が発生してから五カ月有半で全遺体の救出が完了いたしました。このことに対しては通産省側の行政指導あるいはそれなりの支

援について私も多と感謝申し上げたいと思っております。

ただ問題はこれからの問題なんでありますが、この間、二十三日の当委員会でも申し上げましたが、やっぱりいま心配しているのは人心が動揺して、これから先行きが一体どうなるのか。遺体は上がったと、しかし人心は一体これからどういふ再建の方向が見出されるのかと。政府として再建の端緒になるわけでありまして、政府としてのやっぱりこの前から大臣が強調されておりましたように、基本的には地域社会の開発を守る、国内炭見直し、こういう基本の姿勢に立つて再建の基本方針には変わりはないということをお答えも、二十三日当委員会でも責任ある立場でのお答えがいただけたんですが、その方針をいま一度、亡くなった方が全員上がった時点で大臣の方針を、もう一回ひとつ表明をしていただければ幸いである、こう思っています。いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 二十八日に全部の遺体が収容されました。遺体が残っておる間は大変重苦しい気持ちでございましたけれども、全部収容されたということで、ひとまずほっとしたわけでございますが、問題はこれからであろうと思っております。合同慰霊祭も近々行われると聞いております。私も出席をいたしました。亡くなった方の御冥福を祈るとともに、御遺族にお慰めをしなければならぬと、こういうふうにも思っております。でございますが、北炭夕張のものにつきましては、御承知のように、いま会社更生法によつて裁判所で審理が進められておるわけでございます。その中で、問題になっております焦点は、何と申しても管財人をどういふふうにするかということでございます。いまは承知のとおりでありまして、いま石炭協会の有吉会長に私もあつせんを依頼いたしまして、有吉会長は誠意を持って人選に努めておられるわけでございます。近々この管財人が選ばれる、こういうふうにご考えておりますが、管財人を中心にしてこれからの北炭のあり方について検討が進められる

と、こういうことでございますが、私は何とかして山は残したいと、こういうふうな基本的な考え方を持っております。もちろん裁判所で判断されるわけでありまして、私どもとしてはそういう基本的な考え方のもとに、政府としてこれからの対応を進めてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 大臣は、いま山を残したい、その方針には全く変わりはないということ、政府としても努力をしたいとお答えです。それから、われわれも鋭意そういうこと、管財人の一日も早い推薦方についてわれわれなりに努力しているつもりでございます。特に、きょうお見えになっている阿具根先輩も非常な努力を払われているわけでございます。そこで問題は四月十日、私も聞いています。大臣も合同葬に出席するといふお答えがございました。私の聞いていますのは大体四月十日に現地の連絡によりまして合同葬をとり行いたい、こういうことも入っております。もちろんわれわれも出席いたしますが、管財人の選出方の促進を、ちようど大臣が有吉会長にお願いしてから大体三週間程度、長くても三週間程度に何とか選んでもらいたい、こういう、当初の会見で二十日前後というのがありました。四月十日、合同葬がとり行われる時期がちようど依頼した二十日のめどになるんでありますが、願わくば、合同葬の九十三名の遺族の前で、管財人が選ばれましたと、これから再建の緒に入りますという、せめても九十三名の遺族の方々に報いるための言葉をできる管財人の選出方がひとつできないものかと、これが私の念願でもあり、現地の念願でもございます。そういう意味で、いま鋭意大臣も努力をされておることは私も承知をしております。承知をしておりますが四月十日という合同葬に向けて、管財人の促進方についてさらにひとつ一段と努力をしてもらいたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まあ管財人の選定につきましては、これは有吉会長に一任をいたしております。私も一日も早くひとつあつせん

をお願いしたいということで、重ね重ね要請をいたしております。また、ここに阿具根委員もいらつしやいます。与野党の議員の皆様からも有吉会長に強い要請をしていただいております。ごさいます。もちろん有吉会長も誠意を持って努力しております。しかし、合同葬を一応予定しております。十日までに果たしてこの管財人が有吉会長の手であつせんをされるかどうかということにつきましては、確たる見通しはないわけでありまして、なかなかこの管財人の選定は非常にむずかしいわけで、あらゆる角度から検討されておるわけでございますが、この辺の確たる見通しを私は持っておりませんが、私どももさきに重ねてお願いをいたしております。

○対馬孝且君 いま大臣から重ねてお願いをするということでございます。なおお気持ちは同じだということですから、願わくばひとつ十日を目安に何とか遺体の前に管財人が、できましたというところを、再建の緒につきましたというところを御報告できますように、ひとつ一段と努力をしてもらいたいと思っております。

もちろんこれは私なりに全部知っています。石炭の埋蔵量の確認の問題、それから生産計画の中長期に対する計画達成の問題、あるいは現在の残炭平安八尺、加えて北部第五と、こういう長期的な展望が一体どう立てられるのか、それと資金計画、それから経営の主体性ということが問題点であることは私も百も承知なものであります。ここらあたりを踏まえてひとつ政府側としてもアドバイスをしながら今後の努力をしていくとともに、管財人の促進方に奔走していただきたいと思います。

加えて第三点目として、遺体救出が先ほど来上がったわけでありまして、何といつてもやっぱり今後二度とこういうことを繰り返させないためには、災害の原因の明確化を一刻も早くしなければならぬと思っております。もちろん今日まで北第

五のマイナス八百十メートルのレベルで、これは一番の現場でございますから、この点を踏まえてひとつ公害立地局長としてどういう、災害原因明確化のこれからの進め方について、またお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(神谷和男君) 御承知のとおり、夕張新鉱の事故調査委員会、伊木先生を委員長として昨年の十一月初めから調査を開始いたしております。同委員会はガス突出災害調査グループと二次災害調査グループの二グループに分かれまして、これまでのところは主として既存資料並びに関係者の供述内容、さらには取り明けの進展に応じての把握し得る限りでの坑内の状況の分析整理といったものを中心にして検討を進めてまいりましたところでございますが、ただいま先生御指摘のとおり、取り明けも最終段階に差しかかって、遺体もすべて収容されております。残されております取り明け残存延長は二百メートルというところに現時点でなっておりますが、このうち約百五十メートルは遺体が位置しております後向きとのところでございまして、これの取り明けはさしたる問題はございません。問題は災害発生個所に至るまで入り約五十メートルで、これは突出炭がやはりかなり上部まで埋まっておりまして、この取り明け作業は相当危険を伴う作業であり、しかも原因究明上非常に重要な作業である、こういうふうなことでございまして、慎重、安全に、かつ迅速にこの取り明け作業を行い、現地確認等を行った上で本格的な、特にガス突出の分析を行っていただきたいと思いますと思っております。

実は、先ほどまで私は、東京で行われましたこの調査委員会の全体会議に出席してございまして、本日いま現在この調査委員会でこれまでの調査結果を両グループとも持ち寄りながら分析をし、今後の調査の進め方を、先ほど申し上げました取り明け状況等を踏まえながら検討していく、こういう状況にございまして、諸先生の御協力、御奮闘にまことに思っておりますし、取り明け作業等われわれが関与すべき作業に関しては、慎重かつ迅速に行いたいと思っております。

○対馬孝且君 ところで、取り明け作業を早急に行つて原因の明確化、東大の伊木先生を団長とする調査団のこれからの原因究明ということに入るわけでありまして、そこらあたりは、特にマイナスの八百十の段階で、いま局長が言われたとおり五十メートルの範囲というのが最大の個所であると、言うならば下限の現場であると、こう私も認識をしております。

そうしますと、やっぱりこれからの対策なんです。私どもももちろんこのことだけですべてを対策だというわけじゃないんですが、保安監督官の、当面、新鉱の災害原因と、これからも残炭、西部地域あるいは平安八尺層等に移行していくわけでありまして、これに対する保安対策の強化として、一定の期間私は新夕張、夕張地域に保安監督官の強化配置をした方がいいのではないかと、この前も申し上げたが、二名で真谷地も南大夕張も、そして問題の新鉱も全部見るということは、非常にこれは、監督官にもお会いしましたけれど、御苦労だというよりも、私は本当にこれは激務だと思つております。正直に申し上げて、ここらあたりが、もちろんこれは企業の山元の体制が基本でありますけれども、やっぱりこれからの災害原因の明確化と二度とこの災害を繰り返さないための保安監督官の、一定の期間でもいいから、夕張地区に対する配置体制を強化する必要があるのではないかと、また、すべきである、こう私は思つておりますが、この点最後にお伺いしたいと思います。

○政府委員(神谷和男君) 夕張署の監督官は二名でございまして、本局からその後併任一名を加えて増強をいたしておるほか、補助の技官、事務官等で現在五名体制でやっております。さらに加えて、御承知のように夕張の現地にございましては災害対策本部を設けて、いままでも遺体収容の作業に關してのいろいろな指導、さらに原因究明のための諸作業を行つておるところでございますが、現在は三、四名体制で一

週間ごとにその三、四名が交代する、こういう形で臨時緊急の措置を講じております。しかもこれらの監督官等は操業が再開いたしました後、御承知のように本来自主保安体制と申しながらやはりこのような災害が起きて完全な原因究明が終わつていないこと、さらには、会社更生法申請というような平常でないような状況の中で操業でございまして、通常以上に慎重に、普通であれば口を出さぬところまで立ち入つて監督あるいは指導を行つておるところでございます。私どももいたしましてはやはりそういう状況には状況に応じた体制を組んでいきたいと思つております。

希望をいたしました。しかしながらやはり体制そのものができるだけ早く安定をいたしまして、通常のプロジェクトチームによるローテーションの監督で済むというところを希望いたします。それで対処できるような案にできるだけむしろ早く戻つてもらいたいと思つております。状況に応じながら監督体制を組んでまいりたい。人数その他はわれわれのわがまま言うような形ではできませんけれども、その少ない人数をやりくりをしていきたいと思つております。

○対馬孝且君 いま人的強化もしながらひとつ対処してまいりたいということですから、さらに私も石炭協会等にも働きかけまして、技術保安の権能の優れた方々を一度編成して通産省もひとつもちろん伊木調査団がございまして、そういうあらゆる角度から今後の保安体制の万全を期していただきますように特に申し上げて、私の質問を終わりたいと思つております。

○委員(降矢敬雄君) 他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(降矢敬雄君) 御異議ないと認めます。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の修正について対馬君から発言を求められ

ておりますので、この際、これを許します。対馬君。

○対馬孝且君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております二法案のうち、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、お手元に配布の内容の修正を提出をいたします。

修正案の趣旨説明を申し上げるに先立って、一昨日北炭新夕張炭鉱の遺体収容作業がようやく完了いたしました。ここに改めて九十三名の亡くなられた方々の御冥福を謹んでお祈りいたすとともに、御遺族の方々に心から哀悼の意を表する次第であります。

次に、修正案の趣旨を御説明いたします。修正は二点であります。第一点は、新エネルギー総合開発機構の業務に、被災者救出等交付金の交付業務を加えることである。

石炭鉱業は地下産業という特性に加え、鉱床の深部下による採掘条件の悪化等もあって、災害がなかなか後を絶ちません。炭鉱が一たん重大災害に見舞われると、その復旧と再建には膨大な資金を必要とし、長年の累積赤字で経営内容の弱体化している石炭企業が自力で復旧資金を調達するのは容易なことではありません。

今回の改正案のねらいとする、現在の千八百万トン以上の生産水準を維持するためには、現存炭鉱の災害復旧と再建に必要不可欠の条件であります。炭鉱再建のかぎを握る遺体の収容等については、人命尊重の観点からも、石炭政策を推進する国の立場からの特段の配慮が必要であり、総合開発機構に必要に応じ被災者救出等に要する資金を交付させることにしたのが、本修正案の趣旨であります。

第二点は、総合開発機構の業務に「石炭の探鉱掘採、備蓄又は販売の事業を行う者に対する出資」を加えることである。

石油と石炭との価格差が完全に逆転し、多くの産業において石炭転換の機運が高まっている今

日、石炭の供給の安定化、輸送の合理化、ストックパイル機能の向上等を図るため、需要拡大に見合った形で各地に大規模なコールセンターの設置を著実に進めていかなければなりません。この場合、石炭企業と電力を初めとするユーザー業界との緊密な連携が重要になってまいります。必要に応じて国が出資できる道を開いておくことが望まれます。また今後、石炭産業の安定のため、統一管理会社のような形のもの設立し、石炭の探鉱掘採、備蓄、販売等の事業を一元的に行わせることが必ず必要になってくると考えられますが、この場合においても国が出資し得る道を開いておくこととするのが本修正案の趣旨であります。

以上であります。同僚委員各位の御賛同のほどをお願い申し上げます。提案理由といたします。

○委員長(降矢敬雄君) ただいまの対馬君提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。安倍通商産業大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの修正案につきましては、石炭の掘採、備蓄等の事業は現在の制度で運営するのが適切であり、また炭鉱災害は企業の責任と負担で処理すべきものであると判断されますので、政府といたしましては反対であります。

○委員長(降矢敬雄君) 討論、採決は後刻行うことといたします。

○委員長(降矢敬雄君) 次に機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍通商産業大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。機械類信用保険制度は、中小企業の設備の近代

化と機械工業の振興に資することを目的として、昭和三十六年に発足した国営の保険制度であり、発足の当初は機械類の割賦販売のみを保険の対象としておりましたが、その後、ローン保証販売及びリース取引を保険の対象に追加し、今日に至っております。

本保険制度は、発足以来すでに二十年以上を経過いたしておりますが、この間中小企業向けの機械類の信用取引に伴う対価不払いのリスクを保険することにより、機械類の健全な流通を促進し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに貢献してきております。

今回の法律改正の趣旨は、本保険制度を拡充し新たにコンピュータのプログラムに係る割賦販売、リース等による取引につき信用保険を行うこととあります。

わが国のコンピュータの設置台数はすでに米国に次いで、世界第二位となっておりますが、コンピュータを活用するために必要なプログラムの流通は諸外国に比べ著しくおくれしております。これは近年プログラムの価格が上昇し、それを即金で購入することが困難となっていることが一因でありまして、今後プログラムの割賦販売、リース等の信用取引が増加するものと見込まれております。しかしながら、中小企業にはいまだ信用基盤の確立していないものが多く、割賦販売業者やリース業者等も中小企業に対して長期間にわたって信用を供与することをちゅうちゅうする例が数多く見られます。

このため、プログラムの割賦販売、リース等による取引に伴うリスクを保険する制度を確立し、中小企業の信用力を補完するとともにプログラム流通を促進することがぜひとも必要であり、まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

次に本法律案の要旨につきまして、御説明申し上げます。第一に、法律の目的に中小企業の経営管理の合理化及びソフトウェア業の振興を加えることとしております。

第二に、保険の対象にプログラムを加えることに伴い、割賦販売契約等についての定義規定の整備を行うこととしております。

第三に、保険契約の相手方としてプログラム作成の事業を行う者等を加えることとしております。その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、補足説明を聴取いたします。豊島機械情報産業局長。

○政府委員(豊島格君) 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び趣旨を補足して御説明申し上げます。

機械類信用保険制度は、機械類の割賦販売契約及び購入資金借入保証契約並びにリース契約による取引について信用保険を行っているものであります。御高承のとおり、現行制度は、これらの取引に伴う代金等の不払いリスクについて保険を実施することにより、健全な機械類流通の拡大を図り、もって、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に資することを目的としているものであります。

本保険事業の実績と利用状況を見ますと、まず、保険対象機種につきましては、昭和三十六年度に四機種で発足いたしましたものが、その後逐次追加がなされ、昭和五十六年度には、割賦ローン保証販売信用保険では二十五機種、リース信用保険では二十九機種が保険対象となっております。これに伴って、引受保険金額も拡大し、昭和五十六年度には約三千八百億円に、また、付保件数も約十三万七千件に達する見込みであり、しかも、このうち、約八割の取引は、中小企業向けのものとなっております。

以上申し上げましたとおり、本制度は、法律の目的である中小企業の設備の近代化と機械工業の



に反対の態度を表明して、私の討論を終わります。  
○野呂田芳成君 私、自由民主党・自由国民会  
議を代表して、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一  
部を改正する法律案について、政府原案に賛成、  
社会党提出の修正案に反対の討論を行います。

石油の需給は、このところ先進工業諸国の景気  
の低迷と省エネルギーの進展によって、世界的に  
緩和と調整にあり、わが国のエネルギー事情も小  
康状態を保っており、しかしながら、中長期的  
に見れば、潜在する石油危機が決して解消したわ  
けではなく、また中東の政治、軍事情勢は多くの  
不安定要因を抱えております。

したがって、エネルギー供給の八割を海外から  
の輸入に依存するわが国としては、当面の一時的  
な石油だぶつき現象とは区別して、石油代替エネ  
ルギーの開発導入に積極的に取り組んでいかなけ  
ればなりません。このため、原子力と並んで代替  
エネルギーの中心となる石炭についても、エネ  
ルギー需給環境の変化に対応した政策の展開が求め  
られております。

こうした観点から、エネルギー供給の安定性と  
経済性の調和のもとに、国内炭生産の維持を図ら  
うとする石炭鉱業審議会第七次答申を私は高く評  
価するものでありますが、今回の改正案による石  
炭関係四法の期限延長の措置は、答申の趣旨に  
沿って第七次対策を着実に実施するために必要か  
つ妥当なものであると考えます。また、鉱区消滅  
区域における再開発の緩和や、予算措置で  
予定されている安定補給金傾斜配分の強化による  
炭鉱間の格差是正等の施策も、それぞれ石炭産  
業の現状に照らして、時宜にかなった措置でありま  
す。

第七次答申では、今後の石炭政策のあり方につ  
いて、石炭鉱業の自立を目指し、政府と関係業界  
の協調のもとに、石炭鉱業は、今後とも私企業体  
制を維持しつつ労使の一その自助努力を促すべ  
きであると述べられております。

私は、答申のこの基本的な考え方は、石炭鉱業  
のより早い自立達成のため適切かつ妥当なもの

と考えておりますので、社会党提出の修正案には遺  
憾ながら賛成いたしかねる次第であります。  
以上、簡単ではありますが、私の討論を終わ  
ります。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、石  
炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律  
案並びに対馬君提出の修正案に反対の討論を  
行います。

今日、日本の石炭政策に求められているのは、  
政府がこれまで取り続けてきた対米従属、大企業  
奉仕のエネルギー政策、石炭政策を抜本的に改め  
て、保安の確保を前提に、国内炭を積極的に開発  
し、活用する対策を強化することであり、

歴代の自民党政府は、エネルギー革命の名のも  
とに、中東の原油をメジャーを通じて大量に受け  
入れ、貴重な国内資源である石炭を放棄してエネ  
ルギーの自主的供給基盤を崩壊してまいりました。  
このため、一九五五年当時、国内炭が一次エネ  
ルギー供給の四五％を占め、自給率も七六％を占  
めていたものが、八〇年では国内炭三・一％、自  
給率も一〇％を割り込むという深刻な事態となっ  
ていたのであります。

さらに、二回の石油危機を通じて、政府は石炭  
の見直し、石油代替エネルギーとしての石炭の開  
発を強調しておりますが、その中身は海外炭の開  
発、導入が主なるもので、国内炭を真に重視する立  
場に立ったものではありません。

一方、石炭利用技術の開発の面でも、第二次大  
戦直後まで日本はドイツと並んで石炭液化技術で  
は世界最高の水準にありましたが、国内炭切り捨  
て政策のもとで研究費は削減され、研究者も職場  
を追われてきました。そして、石炭見直しの中で  
新エネルギーとしての石炭液化に取り組み段階で  
は、SRC II、EDSプロジェクトに見られるよ  
うに、アメリカ系メジャーに全面的に頼らざるを  
得ず、しかもアメリカの財政事情を理由にそのプ  
ロジェクト自体が中止になるという屈辱的な結果  
になったのであります。こうした対米従属のエネ  
ルギー政策のもとで、安い輸入石油に対して競争

力のない炭鉱を、まだ掘るべき石炭があるにもか  
かわらず、非効率炭鉱と称してつぶし、一部の高  
効率炭鉱のみを残す助成策を若干導入した本法案  
は、事実上国内炭切り捨て政策の骨格となってい  
るものであります。

それは、今回の改正で本法は国内炭を積極的  
に開発、利用し、エネルギーの自主的供給基盤の  
確立を目指すものとなったのでありましようか。

第七次石炭対策は国内炭年産二千万トン程度を  
目指して企業の自助努力を一層要求し、深部化、  
奥部化に伴うコスト増加についても、合理化努力  
によりこれを吸収し得るとしております。また、  
炭価を海外炭価などに応じて決めることも明らか  
にしております。これでは、現在の私企業体制の  
もとでは労働者への犠牲転嫁をもち、重大災  
害につながる保安の手抜きを事実上放置すること  
になります。このことは、昨年十月、北炭夕張新  
鉱の事故とその後の経過がこれを余すところな  
く明らかにしております。

本改正案には、重複鉱区がある場合の鉱区消滅  
区域等における石炭採掘の制限を緩和する措置が  
盛り込まれておりますが、国内炭の開発を促進す  
る上でこの点は一応評価できるものであります。

もう一つの改正点である電力用炭販売制度を廃  
止する点であります。政府は制度を廃止しても  
国内炭の販売数量、価格とも安定した取引が可能  
となったと判断していると思いますが、生産量  
を備う炭価の決定という点については不明確なま  
まであります。これでは、依然として海外炭など  
競合エネルギーの価格変動等によって国内石炭産  
業の基盤が左右されるという構造は依然改善され  
ないのであります。

最後に、本改正案に含まれる石炭並びに石油及  
び石油代替エネルギー対策特別会計法についてで  
あります。

今後、国内炭を復興し、産炭地を振興し、鉱害  
を復旧するためには、なお多額の財源を必要とす  
ることは論をまたないところであります。しかる

に、本特別会計は原重油関税を財源としてい  
るところから、最近の石油輸入量の停滞ないし減少に  
よってその財源が憂慮される状態にあります。加  
えて、石特会計石炭勘定は昭和五十四年度予算  
から石炭勘定と石油勘定が逆転して、石炭勘定  
が下回ることになりましたが、五十七年度予算  
では予算額自体が前年よりも少なくなったこと  
に見られるように、石油対策のために国内炭対策が犠  
牲にされております。したがって、国内炭の積極  
的開発、利用のため、財源保障を根本的に再検討  
する必要があると考えます。

なお、対馬君提出の修正案についてであります  
が、まず、出資の業務を追加する点は、機構が民  
間主導で運営されており、石炭産業が私企業体制  
のもとで利潤優先で運用され、国民の利益に反す  
るおそれがあること、また被災者救出等交付金の  
交付については重要なことは、企業が責任を  
持つて保安対策を確保することであり、こうした  
歯どめもなしに国家資金を交付金として交付する  
ことは企業責任をあいまいにする傾向を助長する  
ことに相なり、遺憾ながら賛成できません。

私は、かつてわが党が提案した石炭鉱業復興基  
本法のように、保安、労働条件を保障しつつ、国  
内炭の開発と活用を図るために、本法を抜本的に  
改正するよう要求し、反対討論を終わります。

○委員長(降矢敬雄君) 他に御意見もなければ、  
討論は終局したものと認めて御異議ございませ  
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認め  
ます。それでは、これより石炭鉱業合理化臨時措置法  
等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、対馬君提出の修正案の採決を行います。  
本修正案に賛成の方の挙手を願います。  
(賛成者挙手)

○委員長(降矢敬雄君) 少数と認めます。よ  
つて、対馬君提出の修正案は否決されました。  
それでは、次に原案全部の採決を行います。



本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(降矢敬雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

この際、岩本君から発言を求められておりますので、これを許します。岩本君。

○岩本政光君 私は、たゞいま可決されました石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)  
政府は、石炭鉱山の保安の確保に万全を期しつつ、最近の石炭鉱業をめぐる環境の変化に対応して、その長期安定化のために必要な諸施策の総合的推進と石炭対策財源の確保に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石炭鉱業の長期安定化の見地から、適正な基準炭価の設定に努めるとともに、輸入炭割当て制度の運用等により、国内炭優先使用の原則に立つて需要の確保を図ること。

二、自然条件、立地条件に起因する炭鉱間格差の是正を図るため、安定補給金の傾斜配分を含め、石炭鉱業経営安定化のための諸施策の推進に努めること。

三、最近における石炭需給環境の変化に対応して鉱業権消滅鉱山の再開発について弾力的運用を図るとともに、開発が期待される有望地域について資源量の調査を的確に進めること。

四、ガス突出メカニズムの解明、危険作業個所の無人化、自動化を含む保安機器の研究開発を一層推進するとともに、採掘個所の深部化、奥部化の実情に即して自主保安体制の強化と保安確保対策の充実に努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(降矢敬雄君) たゞいま、岩本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(降矢敬雄君) 全会一致と認めます。よって、岩本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安倍通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍通商産業大臣。

○国務大臣(安倍晋太郎君) たゞいまの附帯決議につきましても、政府といたしましてその御趣旨を尊重いたしまして努力してまいる所存であります。

○委員長(降矢敬雄君) 速記中止。

(速記中止)

○委員長(降矢敬雄君) 速記を起こして。

次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

(賛成者挙手)

○委員長(降矢敬雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおりの可決いたしました。

この際、村田君から発言を求められておりますので、これを許します。村田君。

○村田秀三君 私は、たゞいま可決されました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行の趣旨にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び産炭地域開発就労事業については、就労者の就労及び生活の実態、産炭地域における雇用失業の状況を十分考慮し、産炭地域振興に効果的に寄与するよう必要な間、その計画的合理的実施に努めるとともに、雇用失業情勢が厳しい北海道等については、再就職促進のため、適切な対策を講ずべきである。

以上であります。

○委員長(降矢敬雄君) たゞいま村田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(降矢敬雄君) 全会一致と認めます。よって、村田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、初村労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。初村労働大臣。

○国務大臣(初村滝一郎君) たゞいまの附帯決議につきましても、政府といたしまして、その御趣旨を尊重いたしまして、努力する所存でございます。ありがとうございます。

○委員長(降矢敬雄君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

(参照)

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第二十五条の改正規定を次のように改める。

第二十五条第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 石炭の探鉱、掘採、備蓄又は販売の事業を行う者に対する出資

第二十五条第一項第十七号を次のように改める。

十七 採掘権者又は租鉱権者に対する被災者救出等交付金の交付

第一条中第二十六条第二項の改正規定を次のように改める。

第二十六条第二項第八号の三の次に次の一号を加える。

八の四 前条第一項第七号の四に規定する出資の方法

第二十六条第二項第十五号を次のように改める。

十五 被災者救出等交付金の交付の方法

第一条中第三十五条の十一を第三十五条の十三とし、第三十五条の十の次に見出し及び二条を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三十六条の二の三の次に次の一条を加える。

(出資)

第三十六条の二の四 第二十五条第一項第七号の四に規定する出資は、同号に規定する者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對し、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見を聴いて、石炭鉱業の合理化及び安定に寄与することが大であると認められた場合に限り、行うものとする。

第一条中第三十六条の二十八の改正規定を次のように改める。

第三十六条の二十八を次のように改める。

(被災者救出等交付金の交付)

第三十六条の二十八 被災者救出等交付金の交付

付は、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、通商産業省令で定める基準に該当する重大な災害に係る被災者の救出その他政令で定める救助に必要な経費について行うものとする。

2 被災者救出等交付金の額の算定その他その交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第一条中第五十三條第二号の改正規定を次のように改める。

第五十三條第二号中「第三十五條の十一第一項」を「第三十五條の十三第一項」に、「第三十六條の二の三」を「第三十六條の二の四」に、「又は第三十六條の二十四第一項」を、「第三十六條の二十四第一項又は第三十六條の二十八第一項」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五條第一項第十七号、第二十六條第二項第十五号及び第三十六條の二十八の規定は、昭和五十六年十月一日以後に発生した災害に係るこの法律の施行前にした被災者の救出等についても適用する。

この修正の結果必要となる経費は、初年度において約十四億三千万円の見込みである。

三月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は三月一日)

一、機械類信用保険法の一部を改正する法律案

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、武器等の輸出の禁止等に関する法律案(衆)

武器等の輸出の禁止等に関する法律案  
武器等の輸出の禁止等に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、戦争を放棄し、恒久の平和を念願する日本国憲法の精神にのっとり、武器等の輸出を禁止する等の措置を講じ、もつて国際的の平和と安全に寄与することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において「武器等」とは、次に掲げる物をいう。

一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供されるものを除く。)及びこれに用いる銃砲弾並びに銃剣

二 爆弾、魚雷、爆雷その他の爆発物(信管等の起爆装置により作用する爆発物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供されるもの以外のものをい)、銃砲弾を除く。第四号において同じ。及びこれを投下し、又は発射する装置

三 火炎放射機

四 火薬類(銃砲弾及び爆発物を除く。)及び爆薬安定剤であつて軍用のもの(専ら軍隊が使用するものであつて、その構造、機能等から戦闘の用に供されるものと認められるものをいう。以下同じ。)として政令で定めるもの

五 戦車、装甲車その他車両であつて軍用のものとして政令で定めるもの

六 駆逐艦、潜水艦、魚雷艇その他船舶であつて軍用のものとして政令で定めるもの

七 戦闘機、偵察機その他航空機であつて軍用のものとして政令で定めるもの

八 防潜網及び魚雷防網並びに磁気機雷掃海用の浮揚性電らん

九 装甲板、鉄かぶと(軍用のものに限る。)及び防弾衣

十 探照灯(軍用のものに限る。)及びその制御装置

十一 無線遠隔測定装置及び無線遠隔制御装置(軍用のものに限る。)並びにその他電子機器

であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十二 細菌製剤、化学製剤及び放射性製剤並びにこれらの散布、防護、探知又は識別のための装置であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十三 専ら前各号に掲げる物に使用される部品又は付属品であつて政令で定めるもの(半製品であつて、その形状、材質等から当該部品又は付属品となると認められるものを含む。第十五号において同じ。)

十四 専ら前各号に掲げる物の製造(改造、加工及び修理を含む。以下同じ。)又は試験の用に供される機械、装置その他の設備であつて政令で定めるもの

十五 専ら前号の設備に使用される部品又は付属品であつて政令で定めるもの  
(輸出の禁止)

第三条 何人も、武器等を輸出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 武器等を外国において修理し、又は加工してこれを再輸入する目的で輸出する場合

二 品質又は数量等が契約の内容と相違するため、輸入された武器等を返送する目的で輸出する場合

三 船舶の遭難その他政令で定めるやむを得ない事故により我が国に到着した武器等を輸出する場合

(武器等の製造業者の責務)

第四条 武器等の製造の事業を行う者は、その事業を行うに当たっては、輸出の用に供される武器等の製造を行わないよう十分に留意しなければならない。

(政府の責務)

第五条 政府は、武器等の輸出を防止するため、輸出業者、武器等の製造の事業を行う者その他の関係事業者に対し必要な指導を行う等適切な措置を講じなければならない。

(罰則)

第六条 第三条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條及びこれに基づく命令の規定により承認を受けた武器等の輸出については、なお従前の例による。

昭和五十七年四月十二日印刷

昭和五十七年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局